

福祉サービス第三者評価の結果

1 評価機関

名称：有限会社 エフワイエル	所在地：390-0867 長野県松本市蟻ヶ崎台 24-3
評価実施期間：令和4年5月24日から令和4年11月7日*契約日から評価結果報告会日まで	
評価調査者（評価調査者養成研修修了者番号を記載） 050542 061163 B25108	

2 福祉サービス事業者情報（令和 4年 7月 1日現在）

事業所名：長野県西駒郷宮田支援事業部わーく宮田	種別：就労継続支援B型、就労移行支援
代表者氏名：和田 恭良 管理者氏名：塩沢 総夫	定員（利用者数）：就労移行支援6名（1名） 就労継続支援B型34名（42名）
設置主体：長野県 経営主体：(福)長野県社会福祉事業団	開始年月日：平成23年4月
所在地：〒399-4301 長野県上伊那郡宮田村 5450-186	
電話番号：0265-82-5271	FAX 番号：0265-81-1254
電子メールアドレス：nishikoma@nagano-swc.com	
ホームページアドレス： https://nagano-swc.com/nishikomago/	
職員数	常勤：12名（兼務含む）
職員内訳等	生活支援員：4名 職業指導員：3名 サービス管理責任者：3名 就労支援員：1名 ※給食業務は委託
施設・設備の概要等	食堂：1室 洗面所：2室 便所：2室 医務室1室 事務室1室 相談室：1室 作業室4室

3 理念・基本方針

事業方針

- ・利用者本位の質の高いサービス提供に努めます。
- ・共生社会の実現に向けた地域の仕組み作りを他団体と連携して推進します。
- ・職員個々人の質の向上と働きがいのある職場を目指します。
- ・効率的で効果的な経営を目指します。

4 福祉サービス事業者の特徴的な取り組み

就労継続B型事業所では、高齢化・重度化した利用者を中心に適正なサービス内容が提供できる場所への移行を進めるとともに、農福連携事業に取り組み日中活動の活性化を図っている。

就労移行支援事業所では、利用者の確保に積極的に取り組むとともに、本年度は1人以上の一般就労を目指している。また、第三者委員を活用して利用者との交流を図るとともに、利用者からの施設利用への意見、要望を聞く機会としている。

5 第三者評価の受審状況

受審回数（前回の受審時期）	6回（令和元年6月）
---------------	------------

6 評価結果総評（利用者調査結果を含む。）

◇ 特に良いと思う点

○ 意思決定支援のプロセス

宮田支援事業部では障がいが比較的軽く、心身の自立度の高い方が多く、利用者一人ひとりが自己実現と自立に向けて、活動への参加で働くことの大切さや、喜びを会得し、社会性の向上と生きがい作りを目指し、自立生活への意欲向上に向けて支援している。

その事業部には指定障害者支援施設である「まつば支援課」と指定多機能型障害福祉サービス事業所である「わーく宮田」がある。

西駒郷の運営方針には「利用者の意志及び人格を尊重して常に利用者の立場に立ったサービス提供に努める」とある。

厚生労働省より通知された「障害福祉サービス等に関わる意思決定支援ガイドライン」に基づき、西駒郷として準備段階を経て、令和3年に制定した。

利用者一人ひとりが生活やここでの過ごし方について「自分のことは自分で決める」の更なる支援に取り組んでいる。

自己決定や自己選択が難しい利用者には制定したガイドラインを用いて、本人がまわりの様々なサポートを受けながら、必要な情報を理解し自身が表明できる手段で意思の決定を可能にしている。

意思の形成支援、表明支援、実現支援、最後に日常的なケース記録への記載の振り返りで、本人の意思の実現に叶っているかを確認している。

そして、ここ数年間に取り組んだ数々の意思決定支援の内容を職員から収集して、根拠のある利用者本人の様子などとともに事例集にまとめ、成功例、失敗例を掲載し全職員のものとしている。

一人ひとりの具体的な事例を参考とすることで、本人の状況や状態に応じた意思の把握が今まで以上に容易となり、生活の意向や希望の暮らしへと効果を高めているので、本人らしい暮らしが保たれている。

◇ 特に改善する必要があると思う点

○ 迫る危機

わーく宮田では生産活動を通じて知識や能力の向上のための支援をしている。

紬縫製、軽作業、林産、クリーニングの4班である。

利用者は自分のやりたい作業の中から障がいの程度や身体の特徴などを考慮して、意思決定を尊重した相談員、支援員、ご家族やその他の関わりのある方の助言を受けて選択している。

また、農福連携事業にも取り組み、施設外就労として企業農場の収穫作業への参加もある。

4つの班の取引先には民間企業等もあり、免税事業者、簡易課税事業者、課税事業者等、得意先のインボイス制度に対する聞き取りや情報収集を個別に行うなど、対応についての早めの検討は必要であろう。

利用者の高齢化や重度化が進むなか、利用者の状態に応じた配置換えにより、負担の軽減に努め、適正なサービスが提供できるように支援している。

65歳以上が39.5%、10年以上が48.8%の利用者構成で、加齢や身体機能の低下が顕著である。

レクリエーションなどで運動の機会は提供しているものの、体力の維持、向上へ向けての活動前のラジオ体操や食事前の口腔体操など、利用者が自宅等でも可能な活動で習慣化することも有効と思われる。

7 事業評価の結果（詳細）と講評

共通項目（別添1）

内容評価項目（別添2）

評価細目（別添1、2）に対する判断基準は以下の通りとなっています。

a：よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態

b：aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態

c：b以上の取組みとなることを期待する状態

つまり、「ある、ない」や「やっている、やっていない」という外的基準ではなく、やっている事の内容を評価員・評価機関が判断してa・b・cを決定しています。

そのため、当評価機関としてはaの場合は取り組み状況、b・cの場合は取り組み状況と検討課題を記載しています。

そして、各評価細目や利用者調査の内容を長期的、多面的、根本的に考え、事業所の全体像を把握して総評を決定・作成しています。

8 利用者調査の結果

聞き取り方式（別添3-2）

9 第三者評価結果に対する福祉サービス事業者のコメント

今回の福祉サービス第三者評価では、西駒郷宮田支援事業部わーく宮田を評価いただきました。わーく宮田は就労継続支援 B 型と就労移行支援を行う多機能型障害福祉サービス事業所です。

今回の評価で特に良いと思う点として、「意思決定支援のプロセス」を上げていただいたことは、喜ばしいところであります。『利用者一人ひとりが生活やここでの過ごし方について「自分のことは自分で決める」の更なる支援に取り組んでいる』と記されておりますが、「西駒郷意思決定支援ガイドライン」に則った支援が評価されたものと思われまます。大規模施設から地域生活への移行、その他様々な変化の波にもまれる西駒郷にあって、その荒波を乗り越えていかねばならない利用者・職員にとって示唆的であり、的を射ているといえましよう。

一方、特に改善する必要があると思う点として挙げられている「迫る危機」では、利用者の高齢化や重度化への対応は喫緊の課題であると言えます。また、インボイス制度への指摘は私どもの不勉強を露呈してしまいました。

細かな点を見ていくと、コミュニケーション手段の確保と必要な支援や利用者の意思尊重への指摘は、先述の意思決定プロセスに通じるものであります。加齢や身体機能の低下がみられる利用者への運動や嚥下機能の維持向上のための体操は、高齢化や重度化への具体的指摘と受け止めます。利用者の社会参加や学習のための支援や利用者家族等との連携・交流への指摘は、忙しさにかまけておろそかになりがちの部分であると言えます。利用者の働く力や可能性を引き出したり、適切な仕事の提供、職場開拓や就職支援といったことは就労系の事業の本分であると言えます。

これら数多な指摘を専門的見地から評価いただき感謝申し上げます。今後、今回の評価結果を参考にし、さらなるサービスの充実に向けてまいります。